

# 学校いじめ防止対策基本方針

秩父市立尾田蒔中学校

## 1 策定の目的

いじめは、それをを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本校のいじめ防止対策基本方針(以下「学校の基本方針」という)は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、秩父市教育委員会・学校・地域住民・保護者・その他の関係機関と連携し、いじめに関する問題に組織として迅速に対処するよう、**いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日施行)第13条**の規定に基づき、いじめの防止等(未然防止、早期発見及び迅速かつ適切な対処をいう。以下同じ)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 2 基本姿勢

全ての教育活動を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、以下の3点を養う。

- ①豊かな情操や道徳心
- ②自分と仲間との共通点及び違いを客観的に認め、お互いの人格や「よさ」を尊重し合える共感的な態度
- ③心の通う温かい人間関係(生徒どうし、教師と生徒)

学校は、日常的に集団生活(学級・学年・部活動・委員会活動等)の中でいじめの問題に触れ、全ての生徒に対して継続的・意図的な働きかけをおこない、組織・チームで対応する。なお、上記の組織・チームについては後述する。

保護者及び地域は、家庭生活や地域活動の中で日常的にいじめ問題に触れ、継続的・意図的な働きかけをおこない、わずかな変化や兆候を見逃さないよう意識を高く保つ。また、いじめと疑われる情報があれば、速やかに学校及び当該生徒が関わっている団体(塾やスポーツクラブ等)への連絡・報告・相談を行う。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### (1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的におこなうため、管理職・生徒指導主任・学年主任・教育相談主任・養護教諭・さわやか相談員・スクールカウンセラー・秩父市派遣スクールソーシャルワーカーを構成員とする「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて学級担任・社会福祉協議会担当者・主任児童委員・民生児童委員・児童相談所・警察(尾田蒔駐在所)の出席を依頼する。委員会の開催は必要に応じておこなう。

(2) 生徒指導・いじめ・不登校対策委員会

いじめ防止を含めた日常的な生徒指導・教育相談に関する協議、情報交換を行うために、管理職・生徒指導主任・学年生徒指導担当・教育相談主任・養護教諭・さわやか相談員・スクールカウンセラーによる生徒指導委員会を設置する。原則週1回定例開催する。また、上記委員会の開催を必要に応じて協議する。

### 3 いじめ未然防止・早期発見・早期対応に関する具体的方策について

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取り組みとして、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

(2) いじめの早期発見

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にアル事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) いじめの対応

教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

- ア いじめている子供への指導
- イ いじめられている子供への支援
- ウ 周りではやし立てる子供への対応
- エ 見て見ぬふりをする子供への対応
- オ 学級全体への対応
- カ いじめの解消

(別紙「いじめ対応マニュアル」参照)

### 4 保護者への連絡と支援・援助

いじめが確認された場合は、以下の対応を基本とする。

- ①いじめをやめさせその再発を防止するため、関係保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒の保護者への支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する指導・助言を行う。
- ②いじめに関わる情報は、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者等に適切に提供する。

### 5 いじめの未然防止と対処の適正化を図るための取組

(1) いじめ防止アンケートの実施

各学期1回実施する。また、結果をもとに、個別指導及び支援を行う。また、必要に応じて関係機関への連絡を行う。

## (2) 学校評価の実施

学校評価の項目に、いじめ問題に関する項目を設け、取組等について自己評価及び学校関係者評価を行い、その結果を教育委員会等に報告する。さらに、学校だよりやホームページ、保護者会等で結果を開示する。その際、個人情報の取扱については十分に注意する。

## 6 本防止対策基本方針に係る関係法令

### (1) 教育基本法

＜教育機会均等＞

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

＜学校教育＞

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。

この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高める事を重視して行わなければならない。

第10条 父母その他の保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

### (2) 学校教育法

第49条（第35条準用）

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童がある時は、その保護者に対して、児童の出席停止を命じることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を破損する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

### (3) いじめ防止対策推進法

第1章 総則（定義）

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が罪責する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<重大事態への対応>

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
- ・いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると疑いがあるとき。
- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として一定期間連続して欠席している場合など迅速に着手する。

平成30年4月1日更新